

第9回守口市子ども・子育て会議議事録	
開催日時	平成26年11月12日（水）午後1時00分から
開催場所	守口市役所 第2委員会室
議 題	（１）開会 （２）議題 守口市子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・計画書の見方、第1～3章修正案について ・第4章修正案について ・第5章修正案について ・第6章修正案について ・第7章修正案について ・資料編案について （３）その他 事務連絡 （４）閉会
出席者	委員 11 名

（１）開会

（２）議題

【議題：計画書の見方、第1～3章修正案について】

○消費税引き上げの延期について

（議長） 国会が解散し、消費税引き上げが1年延びる可能性が出てきている。それでも予定どおり進めていくということによいか。計画期間もこのままでよいか。

（事務局） 消費税引き上げの延期が取りざたされているところではあるが、この間、国でも子ども・子育て会議で審議され、制度設計がほぼ固まりつつあるというような状況であることから、われわれとしても粛々と進めていく方向で考えている。期間についてもこのままで進めていく。

○病児保育事業の利用者区分について

（委員） 1号認定は病児保育事業の対象にならないのか。認定こども園になると、1号も2号も、幼保一体という形で同じであるはずだが、5ページの利用区分において、1号には利用できるという丸印が付いていない。

（事務局） 病児・病後児保育については、今回は国の制度説明ということでした。今後は、1号認定、2号認定が一緒の施設、認定こども園の中で保育、教育されるということである。国の制度を踏まえると、5ページの説明のとおり

りとなる。病児・病後児保育事業の対象については、今後の検討課題であると前回の会議でも話があったと思う。その方向で検討は進めていきたい。

(委員) 病児・病後児保育事業の対象については検討課題であるということを表記していただきたい。

(議長) 5ページにここに入れるかベキかどうか。それ以外に、答申のときに付加的に足すということも考えられる。答申の文面に文言として入れるのか、素案上に示すのかどちらがいいか。ただ、5ページは、国の制度を踏まえた説明なので、そこに付け足すのは難しいと思う。丸を付けるとなると、5ページの説明は守口市独自のものになってしまう。そのあたりを考えて、素案では示さず、答申で対応した方がよいと思う。

(委員) よくわからない。

(委員) 子どもはみな同じというのはもちろんである。同じ認定こども園に通う子どもに1号だから、2号だからと区別するのは難しいのもわかる。会長とも相談したが、答申でそのあたりを検討してほしいというかたちにできたらよいと思う。きつとこの後に議論になると思う。

(議長) ひとり親家庭については、子どもが病気であっても少々のことなら、預けて仕事に行きたいと考えると思う。そういうことも含めて、病児・病後児保育というものを拡充させないといけないが、恐らく、今の社会では難しいと思う。そういうことを答申案のときに、市に対して、特に付加的にこういうのをやってくださいということを文言で入れ、出そうと思っている。それでは駄目か。やはり、素案上に示した方がよいか。検討課題であるという文言を入れるとなると、恐らく小学校も入れないといけない。

(委員) 表記しなければならないことがどんどん増えてくると思う。

(事務局) 5ページは制度全般について示した部分である。従って、そこに書き込むというのは難しい。本来、1号は必要な教育を受けられる家庭、保育の必要性がない家庭である。そういう枠組みの中で制度がスタートしているので、ここに書き込むというのは無理があると考えている。

(委員) 一時預かり事業では1号に丸がある。そこから考えると「1号＝教育時間だけ」ではないと思う。子どもが幼稚園に行っているときだけ働いている人もいるだろうし、おばあちゃんとかおじいちゃんに預けている場合もある。だから、全てのパターンに対してということではないし、子の育ちの上では家庭で保育の方がよいとは思いますが、1号の子どもの家庭にとっても、元気なときは見てもらえるところがあるけど、風邪気味のときなどは見られない場合もあると思うので、1号の子も同じようにしていただきたい。1号も2号も一緒だとみなして認定こども園がスタートしていると理解している。

(議長) 5ページは国の制度上というただし書きが載っているのも、国の制度上はこの形になってしまう。ここに載せるとなると、国の制度を変えなさいということになる。委員の意見は答申の際の要望として挙げるべき事項だと思う。

(委員) 議長に一任する。

【議題：第4章修正案について】

○施策目標「子どもの豊かな成長支援」について

(委員) 36 ページの子どもの豊かな成長支援のところで、「障がいのある児童が、より豊かな育ちと学び、自分らしく生きることができるよう」とあるが、「自分らしく」とあると、今は自分らしくないという意味にとられかねない。

(議長) 代わりにどういう文言がいいか。

(委員) 「より豊かな育ちと学びができるように」でどうか。

(委員) 「自分らしく」という言葉はよく使う言葉であるので問題ないように思うが、ただ、今言われたとおりに、「今は自分らしくない」と捉えられるとすると、現状を否定する言葉になる。意味するところは、より豊かな育ちと学びをすることによって、より良く生きていけるということなんだと思う。それも中にはめ込まれているとすれば、「障がいのある人が、より豊かな育ちと学びができるよう」とするか。

(議長) ここの文章を切るか。あと「障がいのある児童が」とあるが児童の表記でいいか。

(委員) ここの前段は幼稚園、保育所の話。ただその上には「小中学校における学力や体力の向上に向けた取り組みを進めます」とある。

(議長) 児童を子どもにするか。

(委員) 子どもにするか、幼児もしくは児童の言い方にするのか。ただ、下は子どもという言葉を使っている。そこで子どもとあるのなら、「障がいがある子どもが」とするか。

(議長) 「より、豊かな育ちと学びができるよう」に変えるか。

(委員) それでよい。

○施策目標「子育てと仕事の両立支援」について

(委員) 37 ページの「子育てと仕事の両立支援」、3行目の「認定こども園、幼稚園および保育所など、教育・保育施設の特性を生かしながら」だが、特性と特色も生かしながらということで、特色も入れてもらいたい。

(委員) 特性と特色は同じような意味ではないか。

(議長) 特性と特色は、どういうふうに使分けろのか。

(委員) 例えば、私立の幼稚園はいろんな特色を持っているのでそれを示してほしい。

(委員) 教育活動といった場合は特色を使う。特色ある教育という文言をよく使うが、特性というのはどういうときに使うのか。

(委員) 何か制度的なものを感ずる。

(議長) 特性という文言が不要なのではないか。

(委員) 同じような意味合いだったら、二重のことになってしまう。

(事務局) 特色という言葉が、特性よりも適切でないか。広がりを感じられると思う。

それと、ここでは待機児童を効果的に解消するためにはということなので、特に優れた点があるという意味の「特色や特長を生かした」とすれば「待機児童を効果的に解消する」というところにつながるかと思う。認定こども園になる

ことでメリットが出てくるならば、それを生かして待機児童を解消するというようにさせてもらってはどうかと思っている。

○計画の体系について

(議長) 39 ページに新しい表を入れてもらったが、に関してこれでよいか。

(委員) すっきりしたと思う。

【議題：第5章修正案について】

○利用者支援事業について

(議長) 62 ページの「利用者支援事業」が検討中のままになっている。この5章はすごく資料的価値が高いと思う。何か相談事があった場合に最初にどこにアクセスするか、どこに行くかということだが、その場合の拠点となるのが「利用者支援事業」。ここが最初の窓口になる。それが、検討中のままで止まってしまっているの、答申のときにはどうするのか。検討中のままでいくのか、それとも、答申までに事務局サイドの方で決定するのか。

(事務局) 利用者支援事業においては、新たに国から示された新たな13事業の中のメインの事業でもある。市民の子育てに対する相談窓口ともなり、事業や利用できる施設の案内窓口でもある。利用者支援事業に関しては、こども部の中に設置し、子育て支援センター等での対応を検討しているところである。答申の中には組み込みたいと考えている。

(議長) 答申までには、具体的な担当部署が入るということで良いか。

(事務局) そのように考えている。

(委員) 今から担当を検討するということだが、利用者支援事業に関する事業内容を読むと、総合的支援を行う場所という感じを受けた。文章だけを読むと、総合的な受付と判断されると思う。だから、ここの担当課はすごく大事だと思うが、担当課は新しく作られる課と思っていいのか。

(事務局) 全く新たな組織とは考えていない。今、現状、子育て支援センター等もあるので、そういったところに対応したい。また、子育てについてのファーストコンタクトの部分では、子育て支援課が担当することも考えているが、人員等の部分を含めて再度検討していきたいと考えている。

(議長) 利用者支援事業の掲載順が施策の89番目。それでいいのかも疑問である。これは施策ナンバーでずっといくので、どうしても最後の方に出てくる。本来は、利用者支援事業がトップにある方が計画は見やすい。リーフレット、パンフレットを作成する際には順番を入れ替えたほうがいい。施策ナンバーの付け方をみると、ここに掲載するのは仕方ないが、利用者支援事業が最初の窓口であるということがわかるよう、強調した方がよいと思う。

○関連事業等の概要 異年齢交流と世代間交流について

- (委員) 45 ページの「関連事業等の概要」、推進項目 2 の「幼児時期の教育・保育の充実」で、異年齢交流とあるが、現状では、小学校、中学校から私立の幼稚園へ職場訪問や体験学習が行われている。幼稚園からの訪問は、就学前交流ということで、小学校へは訪問をしているが、中学校へ向かう訪問はない。そういったことから、「近隣小・中学校への訪問等などの異年齢交流」という表現は適切でないと思う。
- (議長) 訪問が一方通行になっているということか。
- (委員) 学校ごとにそれぞれの形の訪問がある。例えば、給食を見せてほしいところもあるし、近くの幼稚園と保育所に来てもらい、体育館で、子どもと一緒に遊んでもらう、ゲームをしてもらう、ということに取り組んでいるところもある。中学校はどうか。職場体験などは来ているのか。
- (議長) 中学校から幼稚園には来ているが、幼稚園から中学校へ行くことはないということか。
- (委員) 中学校に行くのはない。招待されて行くとかの形での訪問はあるが、「お互いに、こういうことでやりましょう」というような協力体制があるわけではない。そう考えると連携ではない。
- (議長) 連携であって交流ではないというのがおかしい。
- (委員) 交流は交流でしている。
- (委員) 交流であって、連携ではないということ。
- (委員) 将来的には、連携をしていった方がいいということか。
- (委員) はい。
- (議長) 事務局はどう考えているか。
- (事務局) 保育所では読み聞かせなど、中学校から来ているというところがほとんどである。今の話から連携というところをさらに深めていくというところが大事かと考えている。
- (議長) 文言を変更するか。
- (事務局) 異年齢交流のところだが、交流および連携という形の方が、今の話の流れからするとふさわしいのかなと考えている。
- (議長) それでいいか。
- (委員) 考える。
- (議長) 高校も行っていると思うが。
- (委員) 高校生も大学生も来ている。
- (委員) 担当課が保育・幼稚園課、学校教育課となっているが、学校同士で行っているのが現状。だから、担当課が書いてあると、担当課を通さないと交流できないような印象になる。「認定こども園、幼稚園、保育所において職場体験や絵本の読み聞かせ、近隣小・中学訪問。異年齢交流の充実」という文章でいくと、そういった交流に関して、担当課を通さないとできなくなるような感じに思える。
- (委員) 今は担当課に話を通してしている訳ではない。

- (議長) 事務局では、どことどこが交流をしているということについて把握しているのか。報告はないのではないかな。
- (事務局) 報告は上がってきているので、把握はできている状況である。
- (議長) 一応、把握しているというだけで、担当課として名前をここに入れておくか。
- (委員) 「近隣小・中学校との異年齢交流の充実に努めます」という形で、「への訪問など」を取ってほしい。今のままだと一方的に訪問しているような感じがする。
- (議長) 一方通行でなく、双方向であるということを入れないということか。
- (委員) そうである。
- (委員) 今の文章では幼稚園、保育所側から行っているような感じがする。
- (委員) 現状は幼稚園、保育所側からはいっていない。学校から絵本の読み聞かせに来たりしているのが現状である。
- (委員) そのあたりから文章の内容を変えてほしい。
- (委員) 今度の新しい教育・保育要領の中を踏まえると、小学校への続きということを言いたいのは分かるが、ただ単なる異年齢交流だけでいいのかと思う。異年齢交流をしながら、どう、この小学校教育につなげていくかというところが要るのではないかな。
- (委員) 事業の取組みで異年齢交流という言葉が出てしまうからこういう文章になるのではないかな。実際には、中学校が職場体験で、幼稚園、保育所にお世話になっている。中学生が絵本の読み聞かせに行ったりしている。それから、幼稚園、保育所の子どもたちに学校の様子を見てもらったり、一緒に遊ぶような機会を持っている。そういうことを考えると、幼、保、小、中の連携というような形で大きくりはできると思う。そうすると、子どもたちの関わり、一体相互でやっているという形になると思うがどうか。事務局サイドの事業、取組みとしてこの言葉が出ているのであれば、なかなか変えにくいのかも分からない。
- (委員) 国の方針としての文言であるなら変えにくい。
- (事務局) 次世代計画の中では、異年齢交流と世代間交流という事業、取組みが分ける形で記載されている。今の文言であれば、近隣小・中学校への訪問が一方的な記述になっているという意見を踏まえ、「近隣小学校との異年齢交流の充実および連携の強化に努めます」という感じで修正したいと思う。
- (議長) それでいいかな。
- (委員) 異年齢の交流の充実というよりも、訪問等の交流の充実だけでいいのではないかな。わざわざ異年齢という言葉は要らないのではと思う。
- (委員) 異年齢交流する意義は何なのかというところがみえてこない。
- (議長) その文言が抜けている。
- (委員) 何を目的でこういうことをするのかというのがみえない。
- (事務局) 異年齢交流については、子どもが人と関わる力を養うことができるようにということを目的としている。例えば、昔はきょうだいがたくさんいて、周りにも同じ世代の子どもがたくさんいて、そういう関わりができていたが、少子化になり、核家族化になり、そういった関わりがなかなかできない。一人っ子の世帯も多い

という中で、小さい子からすれば、兄、姉たちと関わる力。小学校、中学校の子たちも、小さい子と関わる力。特に、中学生、高校生に関しては、次の時代の親という観点からも、子に触れるということが重要になってくると思う。その辺の観点から、次世代計画にもこの事業が掲載されており、子どもが人と関わる力を養うことができるという言葉で端的に表現していると考えている。

(委員) ここは幼児期の教育・保育の充実なので、今の話であれば、異年齢交流、世代間交流はここにふさわしくないのではないか。小学生、中学生と接するというのは、教育にものすごくいい交流だと思う。だから、そこを盛り込むべきであり、単に人と関わる力を養うだけではないと思う。そういう意味で、小学生、中学生と関わっていく幼児期の子どもにとっての教育というか、育ちの面をうたわないと、ここの推進項目2での関連事業としては、いかがなものかと思う。

(議長) 事務局が言うのは、最初のときの設定項目だと思う。時代の流れと共に、要するに小学校との連携など、そういうことを強化していかなければならないという項目が含まれてきたときに、結局、ここに当て込むというか、そういう形を取ったほうがいいのかという考え方だと思う。時代と共に、最初に設定した定義がずれてくることもあると思う。

(事務局) まず、異年齢交流と世代間交流の違いだが、異年齢交流は、年齢の近い世代の交流ととらえており、小1ギャップとか、そういったものをなくしていくという趣旨がある。世代間交流は、地域の高齢者の方たちとの交流ととらえている。守口市独自の非常に素晴らしい事業であるさんあい広場という事業があるが、そのさんあい事業をしている近くで、小学校とか幼稚園とかの生徒との交流を行っている。また、中学校の子どもがさんあい広場に出向き、高齢者に対し、例えばお茶を入れたりとか、いろんなサービスをする。そのような交流活動をしている。そのようなかたちで異年齢と世代間を分けて考えている。

(議長) 最初のときの考え方と今とでは、若干ずれが生じてきているが、それを踏まえて、この事業を入れるべきだと考えるか。

(事務局) 入れるべきだと判断し、この事業を掲載している。

(議長) では、幼稚園、保育所から小学校へのスムーズな移行ができるように、ということを目指するという文言をここに掲載する形で良いか。

(事務局) 人と関わる力を養うことができるという表現では足りないということであれば、例えば「小学校への移行がスムーズになるように」といった文言を追加したいと思う。

(議長) それでいいか。

(委員) はい。

(議長) 異年齢交流は担当課が「保育・幼稚園課、学校教育課」になっている。受け取り側の小中学校があるからだと思うが、そう考えると、世代間交流の担当課になぜ高齢者担当が入っていないのか。保育・幼稚園課だけが担当課となっている。縦割り行政が、そのままここに映し出されているような気がする。

(事務局) 世代間交流については、実は先ほど説明したように、さんあい広場での交流事

業というのがある。さんあい広場の所管は高齢介護課となるので、71 ページに載っているさんあい広場事業には担当課として高齢介護課を掲載している。その分野は地域力の活用という切り口の施策目標で、「世代間交流の推進」という大きな推進項目があり、そこで載せてある。

(議長) それでも、世代間交流の担当課には高齢介護課を入れないといけないのではないか。

(事務局) さんあい広場事業の所管は高齢介護課だが、例えば幼稚園、保育所等において、地域の高齢者の方に来てもらい、農作業のことを教えてもらうなども行っているが、それに関しては特に高齢介護課が所管していない。そのあたりは今整理にさせてもらっているところである。従って、世代間交流あるいは異年齢交流ということで、高齢者が来てもらうような部分でも単独の課でやっているということではなく、いろいろな課でそういうことがなされていると理解してもらえればと思う。

(議長) ということで、あえて載せなかったのか。

(事務局) はい。今、現在の所管は高齢介護課ではないということ。

(委員) 世代間交流、異年齢交流どちらにしても、担当課があることで、担当課の承認を得ないと活動できないと思われる気がする。そう聞かれた場合にどう説明したらよいか。

(事務局) 担当課の掲載については、この事業に関して所管している課がここだということを示しているだけであり、承認とか許可とかが必要ということではない。異年齢交流、世代間交流は許認可事業ではないので、その園の自主的な活動については、許可や届け出は一切必要ない。

(議長) 事業によって、担当課の意味合いが変わってくるので、その辺を書くのはものすごく難しいと思う。取りあえず書いてあるという形になってしまうと思うが、その辺は仕方がないと思う。交流活動をした場合、報告はしているのか。

(委員) していない。

(議長) 先ほど事務局は「受けている」と言っていたと思うがどう考えればいいか。

(事務局) 報告義務がないこともあり、民間からは特に報告を受けていない。公立からは報告を受けている。民間の活動に関しては、把握はしていないというのが現状である。

(議長) 今後もそのままいくのか。

(事務局) 実施方法等については、従前どおりの形でと考えている。

(委員) 園では、事業計画を立て、活動に関してもきちんと記録はとっているのですが、報告が必要であればいつでも報告できるが、今までそういうあれはなかった。だから、計画書に書いてあることについて、これからどうなるのかが見えていないので不安なところがあるのだが、今までどおりでよいといってもらえると安心である。

(委員) もし、異年齢、世代間の交流がしたいというときは、保育・幼稚園課にお願いしたら、そういう道筋はつけてもらえるのか。

- (事務局) ここで書いている担当課だが、そういった事業に携わっているのがこの課であるという形での表記である。現状で各保育所、幼稚園等で実際に導入し事業については、そのままスムーズにやっていただいて問題はない。ただ、ここで新たに事業を進めるとか、例えば今やっている事業の集客をもっと増やしたいなどの方策についての相談という形になれば、この担当課を窓口としてもらえればという意味で掲載している。
- (委員) 世代間交流の中にシルバー人材センターがあって、担当課にシルバー人材センターがないのはどういうことなのか。
- (事務局) 現在は、シルバー人材センターの方からの提案という形で、園や保育所において、農作をしたり、クリスマスなどの行事なども手伝ってもらっている。しかしながら、シルバー人材センターにおいても、本来の事業、業務があるということもあり、年度当初に事業の縮小という話があったが、われわれとしては可能な限り、引き続きお願いしたいという思いがある。
- (議長) 「シルバー人材センターとの連携により」という文言は、絶対に必要なのか。
- (事務局) 今現在、シルバー人材センターに連携、協力を求めているが、世代間交流事業の大きな意味合いからすると、「シルバー人材センターとの連携により」という表記が絶対に必要というわけではない。現状としては、シルバー人材センターに手伝ってもらっている、事業をお願いしているというところである。
- (議長) その辺、もう一回、検討してほしい。最終的に何を目的としているかということを示してほしい。地域の文化の伝承ということを目的にするのであれば、そういうことを書き入れてもいいと思う。異年齢交流と世代間交流という2つについて、文言を検討してほしい。

○関連事業等の概要 担当課の記載の仕方について

- (委員) 利用する者の立場としては、窓口は極力一本化されている方が分かりやすいと思う。そういう意味では、市として、世代間交流、異年齢間交流は保育・幼稚園課が窓口になるということであれば、その記載でいいと思う。関係課をすべて表記するというのは、利用者目線ではないのではないのか。

○関連事業等の概要 保育教諭・幼稚園教諭・保育士の資質・能力の向上について

- (委員) 施策16番「保育教諭・幼稚園教諭・保育士の資質・能力の向上」について「保育教諭、幼稚園教諭および保育士による合同研修」はいいが、「人事交流等を推進し」に引っかかる。人事交流などというのはいまだにすることがない。また、そういう時間をとるのも困難であると思うが、その辺はどう考えているのか。人事交流をしないとイケないのか。
- (事務局) 今後、認定こども園を推進していくにあたって、従前の幼稚園と保育所について、幼稚園については保育部分、保育所については幼稚園部分というところの職員、保育士、教諭のスキルを上げていく必要はあると思う。そういった点から、互いに足りないところを補うという視点は必要であると思う。認定こども

園を推進する上で、人事交流等もはかつて、職員の保育、教育の知識等の向上につなげていきたいということで考えている。

(委員) 今、委員が聞こうとしたのは、私立とか民間の保育所、幼稚園、認定こども園の中で人事交流をするのかということだと思う。すべての関係者間で人事交流を行うということなのか。

(事務局) 今現在、私立については、幼稚園あるいは保育所相互の連携交流というのはない。そういった点から人事交流については、今までない事業ということになってくる。行政が先導というか、そういう立ち位置に立ち、当然、推進を図っていかねばならないと感じている。

(委員) そういうことが本当に可能なのかどうか。例えば私立幼稚園、民間保育所で勤務している職員を異動させることは本当に難しい。その辺りは、もっと深く議論するところだと思う。

(事務局) 当然、計画を立てて進めるべきであると思う。今後の検討課題というか、十分な実施に向けての議論を深めて進めていくべきものと考えている。

(議長) 公立では、保育園と幼稚園の中で人事交流しようと思えば比較的容易にできると思うので、公立についてはその方向で問題はないと思う。私立に関しては、まだ全く何も決まっていない状態と理解していいか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 守口としてやる、ということであれば、合同研修や子ども理解のための研修はした方がいいと思う。子どもに関する先生方のスキルアップを図ることはとても大切だと思う。

(委員) それは必要だと思うが、人事交流というところに引っ掛かる。

(委員) 人事交流とは何か。

(議長) 例えば今から恐らく公立がスリム化していく。そうすると人員削減になる可能性もある。そういった人材を私立で活用すれば、一種の人事交流になると思う。

(委員) それはあり得ない。

(議長) いろいろなケースがあると思う。とりあえず、公立の場合は人事交流が可能であると思うが、私立の場合は非常にハードルが高いと思う。そういったことを理解したうえで、計画にあえて人事交流という文言を入れるかどうか。

(事務局) 人事交流という文言を入れている理由についてだが、今、事務局の答弁の内容のとおりである。それから、地域型保育事業の事業者に関しては、確認認可を受けてもらうひとつの条件として、特定教育・保育施設との連携というのが必要条件になってくる。その中で、集団保育に関するノウハウを伝えてもらうとか、あるいは、小規模施設が何らかの要因で職員が不足するという事態に立ち至ったときには、連携元である特定教育・保育施設の方から人員を派遣してということも規定されている。そういったこともあるので、人事交流という文言を入れている。人事交流という表現が適切かどうかは検討が必要だと思うが、そういったことも含めて、人事交流という思いがある。ただ、ただでさえ大変な状況の中で、民間の保育所、幼稚園の方に公立の方に来てもらうとか、ある

いは公立の職員がそこに押し寄せて行ってどうこうするというのを、直ちに想定しているのではない。また、人事交流という文言を絶対に入れなければいけないということではない。

(議長) 抜くというのはどうか。

(委員) 16 番の「保育教諭・幼稚園教諭・保育士の資質・能力の向上」、人事交流は次世代育成支援の後期行動計画での事業ではないという理解でよいのか。

(事務局) 基本的には、事業は次世代計画をベースにしているが、新たに加えるものも幾つかあり、16 番に関しても新たに加えたものである。

(委員) 人事交流、合同研修は、守口全体と実施すると価値が出てくると思う。問題は人事交流だと思うが、何か事務局でこれを入れておきたいなというものがあったら言ってもらえればと思う。そうでないのなら、守口市で今後、人事交流をどうしていくかは別として、計画書においては人事交流の文言を抜いて、「合同研修等を推進し」という形にしたらどうか。人事交流をしていくかどうかについては、相当時間議論しないといけないと思う。

(事務局) 計画書としては人事交流という文字は抜いて「合同研修等を推進し」とさせてもらう。

○関連事業等の概要 障がいのある乳幼児への支援について

(議長) 17 番の「障がいのある乳幼児への支援」について、国会で認定心理士という声が上がっていることを踏まえ、臨床心理士を、臨床心理士等にさせてもらった。恐らく、つぶれると思うが、心理士の国家試験が初めて法案として上がっている。

(委員) 臨床心理士以外にも学校心理士とか、さまざまな専門があるので、「等」でよいと思う。ソーシャルワーカーもそうである。

(議長) 国会で法案が通ると、認定心理士に一本化されてしまうはず。そういうこともあって「等」を入れさせてもらった。

○関連事業等の概要 両親教室の実施について

(委員) 42 ページの「両親教室の実施」だが、「妊婦やその配偶者の体験・交流の機会」というのも大事だが、配偶者だけでなく、祖父母というのは入れられないのか。実際の子育てでは祖父母等に手伝ってもらうことも多いが、子育てに関する年代のギャップもある。配偶者が仕事等で忙しい場合もある。この文言だと、旦那と母親しか来られないイメージがあるが、祖父、祖母が参加できるのであれば、表記できればいいと思う。

(事務局) 現在も祖母、祖父の参加は可能であるし、参加している人もいる。ここには書いていないが、祖父母と一緒に来られたときには参加してもらっている。

(委員) 書いているほうがより分かりやすいかと思う。

(委員) シングルマザーもいるので、両親ではなく親教室の方がよいのではないのか。

(議長) そう。これは、両親がいることが前提としているから、これは非常に難しいが。

今、意見が出ているが、この両親教育というのは、親教育に変えられるか。

(事務局) 名称については、そもそも両性、男性、女性に関わらず、父も母も等しく子育てに参画するという精神の下、「両親教室」となっている。ひとり親の家庭があるとか、そういうところに配慮するならば、名称については、特にこれにこだわらずに親教室というのものもあるのかなとは思う。ただ、両親教室の趣旨としては、両性の参加ということだと思う。

(議長) 祖父母は文言として入れてもいいか。

(委員) いいか悪いかは別として、配偶者と書いてあるから、父親も行かないといけないのだと思って参加する場合もある。父親の意識向上のためにも、配偶者の記載はあったほうがよい。「両親教室に参加する」という理由で休みを取る方向に広げるというのもいいと思う。

(議長) 無理矢理お父さんを参加させることができるということか。

(委員) 引っ張っていけるというか、参加を促せるのではないかと思う。

(議長) 父親の参加促進のために、文言として残すべきであるということか。実際は父親が参加できず、祖父、祖母が代わりに行かざるを得ないときがある。それをあえて書く必要があるかという議論になると思うがどうするか。これは解釈、考え方の問題だから、どちらでもよいと思うが、祖父母の参加についてあえて書くか、それとも計画書の表現はこのままで、受け入れ可能であることは別のチャンネルで宣伝するか。

(事務局) 両親教室は保健センターで実施している事業である。すでに「両親教室」という名称で、市民に浸透していることから、名称も変更せず、文言も計画のままの方が、分かりやすいのかなと考えている。祖父母の参加が可能であることは別の方法の広報を考えたい。

(委員) はい、分かった。広報の方でお願いします。

○関連事業等の概要 教育相談事業について

(委員) 48 ページの学生フレンドは初めて聞く名前で分かりにくいと思う。

(事務局) 学生フレンドは、現在学校に行きたくても精神的な理由によって行けない小・中学校の児童生徒をサポートするためのボランティアである。主に学生にこの学生フレンドという形になってもらい、家庭訪問等を行い、その生徒を支援するというものである。

(委員) その学校の生徒になるということか。

(事務局) 学生フレンドの担い手としては、大学生が中心になっている。

(議長) これは、用語集に注釈はあるのか。

(事務局) 用語集対象用語である。

(委員) 分かった。

○関連事業等の概要 適応指導教室について

(委員) 113 ページで「適応指導教室」でふれあいの家は「梶小学校内に設置」になっているが、施策 38 では「梶中学校内」となっている。どちらが正しいのか。小学校と中学校が同じ場所にあるのか。

(事務局) 施策 38 が間違っている。梶中学校となっているが、梶小学校の誤りである。

○別紙 2 について

(委員) この別紙 2 の資料編 6 はすごく良くできていると思う。母親にとって必要な情報がすべて入っていると思うが、資料としてではなく、できれば、5 章の後に入れてもらえると、取組みを読んだ流れで読めるのではないかと思う。ただ、他の資料を今見ていないので何とも言えないのだが、部分的に見ると、ここにあった方がいいと感じた。

(委員) 5 章の後に入れた方がよいと思う。あと、『こんな時の行政サービス』というリーフレットがあつて、それを開いていったら分かるとよい。最初に、「何かあったときはここ」というかたちで電話番号が載っているようなリーフレットが作成できればと思うが、可能なのか。

(事務局) この別紙 2 のような、いろいろな情報を集約したリーフレットだとか、そういったものの作成について、今後取り組んでいきたいと思う。どのような形がいいのかも含めて、検討していきたいと思う。

(議長) 別紙 2 は参考資料に入れるか。5 章の後ろに入れるか。

(事務局) 行政サービスに関するデータは参考資料に入れているので、その関わりということで、資料編のほうに入れている。審議の結果、5 章の方が見やすいということであれば移動する。

(委員) リーフレットが作成できるのであれば、参考資料の中でもよいと思う。

(議長) リーフレットを作成するという方向でいくか。利用者支援事業も含めて、掲載順等も検討し、本当に必要な情報を分かりやすくまとめてほしいと。

○関連事業等の概要 子育て情報の周知について

(委員) 62 ページの施策 91 「子育て情報の周知」だが、この「内容・今後の展開」のところで、「主に乳幼児の保護者に向けて、子育てに関する情報提供を行っていきます」とあり、資料編 116 ページ参照とある。116 ページを見ると、対象年齢が上がって小中学生の子どもの相談窓口があり、この事業と関連していない内容となっている。あえて、ここを乳幼児に限定する必要があったのかなと思う。

(議長) この中の文章では、「主に乳幼児の保護者に向けた」と書いてあるけれども、参考 116 ページを見ると年齢幅がかなり上がっている。「主に乳幼児の」という言葉をいれないほうがよいのではないか。

(委員) 参照ページの掲載が必要なのかどうか。情報提供するのは行政側の情報提供。どんな情報があるかというのに関しては、『こんなときの行政サービス等』をみればよい。116 ページ参照になってしまった場合に、小中学生の子どものこんな

ときという、このくくりだけになってしまっていて、これが情報提供なのかどうかということにもなってくる。

(事務局) 116 ページ参照とあるが、ページ番号が間違っている。実際は 113 ページの子育ての相談をしたいとき、あるいは 115 ページの子育てサークルなどで、114 ページのファミリー・サポート・センター等、いろんな部分がある。参照ページの整合性は再度確認したいと思う。この別紙については、母親が見やすいように、一番良い形で、もう少し時間をかけてやっていきたいと考えている。

(委員) 今の内容はよく分かった。これがリーフレットになるというのであればこれだけで分かると思うが、こちらの資料とこちらでリンクを考えた場合、116 ページの情報が欲しい場合というのは、施策ナンバーで言うと、どこか通ずるところがあるのか。

(委員) 施策ナンバーでいくと、59 ページの中に、再掲 37、「教育相談事業」がある。ここに学生フレンドとかが書かれている。児童虐待は、また別のところ。ただ、教育センターがらみ、適応指導教室に関するものは、ここに書かれている。リンクを考え過ぎない方がよいと思う。ここは、事業等の今後の展開なので、参照ページを書くことで、かえって読み手側が混乱すると思う。リーフレットが完成すると想定しての話だが。

(議長) この資料は後から作られたので、整合性に問題があると思う。その辺を含めて、もう一度検討してほしい。参照ページを抜くのであれば抜いて、掲載するならきちんと整合性をとるという方向でお願いする。

(委員) リンクしていない方がよいと思う。リンクしてしまうとそれ以外のことは相談してはいけない、聞いてはいけないのと思ってしまうのではないかな。自分が困っていることを相談したいので、臨機応変に相談できる場所、利用者支援事業みたいなのところにつながるのが一番だと思う。そこまでの道筋を立ててもらったらいと思う。

(事務局) 特に必要ないということであれば参照ページは削除する。資料編というか、その説明がある章を指差して、大きな枠としての参照という感じにさせてもらう。

(議長) 先ほど出た特別な学生フレンドとか、分かりにくい言葉に関しては、何らかの説明書きをお願いする。

○関連事業等の概要 魅力的な公園づくりについて

(委員) 63 ページ 95 番の「魅力的な公園づくり」というところだが、他の部分は詳しく書いているのに、「子どもが楽しく遊べる魅力的な公園づくりに努めます」ということで終わっている。守口市として、公園の整備に力を入れてくれているのは分かる。もう少し具体的に盛り込んでもらえたら、今後の展開が見えるのではないかなと思う。

(事務局) 魅力的な公園づくりということで、公園課でも、遊具の見直しとかを積極的に進めているところである。ただ、多くの方が利用できる、年齢層を幅広くというような方向にあり、特に幼児向けという計画はないが、そういったところに

も配慮して、こういう表記にしている。子どもが遊びやすい、親しみやすい公園ということは当然のことで、他の公園の整備計画などでもうたわれているところである。具体化がまだできていないが、心掛けていきたいと思う。

(議長) 公園課と、文言をどうするか、もう一回検討はしてもらえるか。

(事務局) 再度、検討する。

(委員) 子どもは幼稚園の中で4時間、8時間、11時間という時間を過ごすことになる、幼稚園の中の施設だけでは教育をまかなえない。体力面等も補完していかないといけないと思う。そういった点からも、公園にこういう遊具があったらいいと感じることが多い。各園がそれだけの遊具を持ち合わせるのは難しいので、そういう面を公園課と連携できないものかと思う。

○公民館の体育館利用に関して

(委員) 大きな行事においては、公園課で公園を借りていたりするが、公民館の体育館は貸してもらえない。民の幼稚園、保育園でも空いていれば市の施設を利用できるような措置を取ってもらえないものか。

(議長) 民間の幼稚園、保育園が施設を借りることができない理由な何なのか。

(事務局) 詳しい状況というのはわからない。日程、希望される日時等にもよるかと思う。また、幼稚園であれば、結構大きなスペースが必要であるため、関係団体と競合するというような部分があるかと思うが、別に、あえて拒んでいるというようなことはないと思う。

(委員) 私も経験がある。保育園で会議室を貸してほしいとお願いしたが、「保育園さんのためには貸せない」と言われた。営利目的となるから貸せないというようなことだった。

(委員) 名目を変えたらどうか。保育園でいくから駄目なのではないか。例えば保護者会とかで借りるとか。企業に対しては貸せないということなのではないか。

(委員) そう。企業に対しては貸せない。

(事務局) 今、担当課に確認したところ、社会教育法に基づき、営利を目的とする場合には、公民館の使用を許可することはできないというような規定がある。そういった部分で、私立幼稚園、私立保育園については、一定制限が掛かっているというのが現状である。ただ、今回の制度改正においては、子ども・子育て会議の中でも議論してもらっているとおり、私立幼稚園、私立保育園におかれても、やはり公共的な要素を多分に取り入れてもらっている、そういった観点から、また、新制度の中での事業とかの取組みも考えて、民間施設への貸し出し等についても議論の機会を設け、そういったところを検討させてもらいたいと思う。

○関連事業等の概要 赤ちゃんの駅の推進について

(委員) 61 ページの施策 84 のところで、赤ちゃんの駅の推進ということで、事業・取り組み内容を挙げているが、赤ちゃんの駅という言葉は、市民の中で浸透している言葉なのか。

- (事務局) 守口市としては、現在まだ事業の実施には至っていない。来年度より実施を予定しているということで、ここの部分に入れさせてもらっている。全国において、多くの自治体で実施されている事業である。
- (委員) これから事業が整備されていくという話だと思うが、別紙の2の115ページにあるように、例えば授乳スペースとか、幼児コーナーとか、ベビーベッドとか、おむつ交換台とか、こういうものがある施設というふうに考えていいのか。
- (事務局) 基本的には、授乳できるスペース、おむつ交換ができるスペース、それを設置している公立または民間の商業施設、そういうところが本市担当課、子育て支援課が、登録手続きをし、審査した中で、条件をクリアしていれば赤ちゃんの駅として認めさせてもらい、その施設については、目印となる旗やステッカーを配布する予定である。今、子育て支援センターのホームページで地図を載せてもらっているし、地図の配布も行っている。今授乳期間のお子さんに対して事業の周知を図っていきたいと考えている。
- (議長) 目標数はどのくらいを考えているのか。今聞いていると、事業に対して市は受け身であるように思う。積極的に登録を促すように持っていくのか。そのためにどういうことをされるのか。
- (事務局) 基本的には受け身になると思う。ただ、今回初めての事業であるし、まだ実績がないこともあるので予測がつかない部分もある。公立は順次やってもらえるとは思いますが、民間の方に関しては、登録への呼び込みも、行政側からやっていたかなければならないなと考えている。
- (議長) 何軒くらいを目標としているのか。
- (事務局) 現在、目標数値は設定はしていない。子育て中の保護者の方が安心して外出できることが目的なので、できるだけ広い範囲で、できるだけ多い施設に、設置してもらいたいと考えている。
- (議長) 商業施設とか駅、できれば、全ての京阪の駅にあればいいと思うが、積極的に取り組んでいただければありがたい。

○関連事業等の概要 児童虐待防止地域協議会について

- (委員) 56ページの77の「児童虐待防止地域協議会」は、「子ども対策協議会」のことかと思うのだが、内容では「児童虐待防止連絡協議会」となっている。地域協議会と同じことか。あと、実務者会議は要保護の会議の一部分。例えば代表者会議とか個別の会議とかも重要な役割をしている。今後の目標として毎月開催と書いているのかもしれないが、ほかの会議もすごく役割があると思うので、毎月定期開催というのは、どうなのかと思う。
- (事務局) 児童虐待防止地域協議会だが、児童福祉法の第25条の2、第1項に規定する要保護児童対策地域協議会のことで、守口市では、そのように名称させてもらっている。代表者会議については、代表者会議、実務者会議、そういうことを実施している。ケースケースがあれば、そのたびに担当者会議も開催している。そういう関係部署と関係施設と連絡を取りながら、対策の方を協議している。

(委員) 連絡協議会というのは、地域協議会のことなのか。内容の方が連絡協議会になっているが同じものか。

(事務局) 防止地域協議会の誤りである。

【議題：第6章修正案について】

○待機児童について

(委員) 私立幼稚園ガイドブックと、もう1枚、待機児童解消に関する考察として資料を配布させてもらった。もともと待機児童解消は、厚労省が、あふれている子どもたちを、私立幼稚園が定員割れに利用しない手はないということで、始まった。そして今、守口市の私立幼稚園9園の定員と実員。定員から実員を引くと750名もの空きがある。ということは、それだけの施設改修は必要だが、施設として、園庭面積であるとか、教室の面積であるというのが、事足りると思う。今、待機児童が250何名。そのことに関して、認定こども園に進んでいこうというのだが、市から私立幼稚園にアプローチがなく、どういうふうに進めていったらいいのか困っている状態である。待機児童解消に関して、これだけの受け入れがあることはある。そのことをお伝えしたいと思う。それで、まずは保育所、そして幼稚園で、守口市の子どもたちのために取り組んでもらいたいと思っている。

(議長) 行政側がもう少し積極的に、どうするかということをきちっとしていただきたい。それと待機児童については、恐らく年齢的な問題が非常に大きいと思う。3歳から5歳はそれほど問題ではなく、育休明けが大きな問題点だと思う。その辺、認定こども園になった場合にどうなっていくかということを考慮してもらえるとありがたい。

(委員) 定員だが、今現在が3、4、5歳を対象としているので、人数は3、4、5が多い。それが、0歳なり1歳からになると、だんだんその人数の割合が大きくなり、今の状況ではなくなっていくと思う。そういう移行というか、その移行期間も、3年なり5年なり運営してからあると思う。その辺の、1号や2号や3号の定員がどういうふうに移行していったらいいのかという問題も含めて、行政の方からというか、市の方からアプローチしてもらいたいと思っている。

(委員) 人数のことはよく分かったが、その人数を見る教職員は、待機児童に対応できる資格についてはどうか。認定こども園に向かうときの、そのための教員養成みたいなのは、その辺りも幼稚園の方では進んでいるのか。

(委員) それを考えると準備はしていると思う。ただ、来年すぐに認定こども園にはならないのに、6人に1人の割合で教職員を置くということとはできない。それともう一つ。ここにガイドブックがあるが、園庭面積、運動場の面積、それから、教職員が何人いるとか、何クラスあるかというのが詳しく載っているので、見てもらえれば思う。

(事務局) 今言われた待機児童の問題だが、今回、資料で提出してもらった、定員から実人員を引いたら、まだ50名ほどキャパがあるということである。これは、一定

その中には待機児童の年齢層の部分もある。したがって、今回、市の方としても、この会議でも議論してもらっている、認定こども園の普及を図っていく。市においても、認定こども園を目指していくというような方向で、われわれとしては検討しているところである。それに当たって、施設整備に掛かる一定の整備補助として、国から安心こども基金というものが設置されており、昨年また今年度においても、一定検討をしているところである。そういった部分で、今後のこの計画にも書かせてもらっているが、待機児童解消に向けての施設の整備等については、市としても支援をしていくという形で検討させてもらっている。

(議長) そのペースが非常に遅いということだと思う。

(委員) 新制度は27年度から始まるというのに、行政からまだ1回もアプローチがない。移行していこうとする幼稚園もある中で、どうなっているのかと思う。この地区で私たちがこの幼稚園で受けないといけないか。それによって、施設整備というか改修が変わってくる。

(議長) その辺のコンタクト、協議を、できるだけ促進してもらおうようお願いする。

(事務局) 今回の答申案を受け、市の方としても、法律の在り方についても、計画の方を示す部分が出てくると思う。そういった段階で、私立の幼稚園、私立の保育園についても、市の方向性、また市のキャパという部分について示す中で、話を進めていきたいと考えている。

(委員) 一緒に協議したいと思う。一緒になって考えていけたらと思う。

○文言調整について

(委員) 例えば76ページの2の「(1)-1 1号認定」、「(1)-2 2号認定」があって、2号認定のところに括弧書きで、上の表記の文章が入れられている。1号認定のところ。例えば本来ならば、同様に入れるんだったら「専業主婦(夫) 家庭 短時間就労家庭」という括弧書きが入ってくることになると思う。77ページの「(2) 2号認定(共働き家庭等)」というのも、この表の2号認定の(2)の文章だと思う。78ページ(3)になると、また文章は「等」はない。「共働き等」というのが本当であればあるのかというところ。だから、もし括弧書きを入れるのであれば、全部入れられる方がいい。それとも、上の表があるので、外すのであれば、すべて抜いておく。その調整だけの話。

(議長) 統一性を図ってほしい。

(事務局) 76ページの上の表記を入れる方向で修正する。ただし、長い文章になる場合、省略することもあるが統一した表記をとりたい。

【議題：第7章修正案について】

○予算の使い方について

(議長) 予算とかいろいろな問題があると思うが、広報活動というのは非常に重要だと思うので、できるだけ予算をたくさんもらい、広報活動に力を入れてもらうよ

う願ひする。

- (委員) 子ども・子育て支援には、予算がたくさん掛かると思う。でも、いろいろなサービスとか、子どもの周りには課題もいっぱいあるけど、4時間、8時間、11時間といった施設の中での育ちに対しての予算というか、そこを大事にしてもらいたいと思う。本当に子どもが立派に育っていく要素を大切にしてもらいたいと思う。子どもが育ちやすい環境になったら、他市から守口市に住みたい、と思う人が増え、子どもがいっぱい転入してくると思う。そこをしっかりと市の方で踏ん張ってもらいたいと思う。

○7章全般について

- (議長) 7章は文章としては短いと思う。字面だけで終わらないよう、具体化できるように願ひする。

【議題：資料編案について】

○ニーズ調査について

- (議長) ニーズ調査のところはこれでいいと思う。

○その他

- (委員) 子どもの姿として、成人になったときにどういう子どもの姿を想像して取り組んでいるのかというところを、盛り込んでもらえればと思う。強い子に育てようとか、何か標語があったと思う。あれはすごくいいなと思う。学力にしても何にしても、守口に行くところこういう子が育ちますよ、こういう子に育ちますよという、何かキャッチがあればよいと思う。
- (議長) それは4章の頭に入れたいといけないう。
- (委員) 相当議論しないと将来像は描けない。
- (委員) そういった議論をする場が設けられたらと思う。

○別紙2について

- (議長) リーフレット作成を想定して、検討してほしい。

【議題：その他】

○答申案について

- (議長) 1番目は、育休明けの対応をきちんとしてください。2番目は、土日働いて平日休みという方に対しても、きちんとした手当ををしてください。3番目は、病児・病後児保育に対して拡充をやってください。4番目は、公私間の格差を是正してください。この4つを鑑文に添付する。
- (委員) 1番の保育における、年度途中の保育ニーズだが、教育とセットだと思うので、教育も入れてほしい。
- (議長) 分かった。「教育・」を入れる。

(委員) 先ほど意見もあったが、3番目の病後児について、実際困るのは保護者なので、そのときに、やはり要件は必要だと思う。だれでも預けられますではなく、本当にどうして必要なときに、1号2号に関わらず、そういうことの拡充について検討してほしいと。

(議長) あと、ひとり親家庭に対しても、病児・病後児保育という枠を、もう少し柔軟運用をした方がいいと思うが、法律の絡みもあり、なかなかその辺が難しい。

(議長) 手元に行ったような修正案で答申させてもらいたいと思う。

○答申の時期について

(議長) 答申をするのは11月の最後の週になると思う。答申は会議というかたちでなく、会長と副会長で行こうと思う。26日か27日かそのぐらいになると思う。市長は今忙しくてなかなか時間が取れないので、会ってもすぐに終わってしまうということもあると思う。それでもよいということであれば、来ていただいてということとは可能だと思う。ただし会議でないので日当は発生しない。日程が決まればメーリングリストに流させていただくということにさせていただきたい。

○市長との面談について

(議長) 市長との面談を行いたいと思うが、日程調整は事務局側に任せようと思う。次の会議が恐らく1月の下旬ぐらいであるが、そのときに市長に来てもらえるかはわからないので、それ以外の日程になる場合がある。その場合は会議ではないので日当が発生しない。その辺を了承していただければと思う。

○事務連絡

(事務局) 次回の会議は、来年の1月下旬を予定している。日程調整は改めてさせてもらう。第8回の議事録については、週明けに交付する予定にしている。今回の議事録については、12月上旬ごろの予定にしているのでよろしくお願いします。

(4) 閉会